

新旧対照表

江別市地域公共交通会議設置要綱（平成26年8月15日市長決裁）

（企画政策部政策推進課）

改正前	改正後
<p>（設置） 第1条 _____</p>	<p>江別市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱  平成27年5月25日  江別市長 三 好 昇  （設置） 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、</p>
<p>_____より り良い公共交通の実現に向けた取組等について、必要な助言等を受けるため、江別市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 （所掌事務）</p>	<p>_____より り良い公共交通の実現に向けた取組等について、必要な助言等を受けるため、江別市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 （所掌事務）</p>
<p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 （追加） （1）公共交通の利用促進に関すること。 （2）公共交通の情報提供の推進に関すること （3）交通機能の向上に関すること。 （4）公共交通の維持及び確保に関すること。 （5）前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。 （組織）</p>	<p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 <u>（1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。</u> （2）公共交通の利用促進に関すること。 （3）公共交通の情報提供の推進に関すること。 （4）交通機能の向上に関すること。 （5）公共交通の維持及び確保に関すること。 （6）前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認めること。 （組織）</p>
<p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）学識経験を有する者 （2）一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第6項第3号に規定する者をいう。）の代表者が指名する者 （3）北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者 （追加） （追加） （追加） （追加）</p>	<p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 （1）学識経験を有する者 （2）一般旅客自動車運送事業者（道路運送法 _____ 第9条第6項第3号に規定する者をいう。）の代表者が指名する者 （3）北海道運輸局札幌運輸支局長が指名する者 （4）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 （5）市民又は利用者の代表 （6）市長が指名する者 （7）北海道警察</p>

改正前	改正後
<p>(追加)</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 交通会議は、構成員10人以内をもって組織する。</p> <p>3 構成員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 交通会議に会長を置く。</p> <p>2 会長は、構成員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>(追加)</p> <p>2 会長は、構成員の過半数が出席しなければ交通会議を開くことができない。</p> <p>(追加)</p> <p>3 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>4 交通会議に出席することができない構成員は、当該構成員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。</p>	<p>(8) <u>道路管理者（道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。）</u></p> <p>(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>2 交通会議は、構成員20人以内をもって組織する。</p> <p>3 構成員の任期は、3年とし、欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 交通会議に会長を置く。</p> <p>2 会長は、構成員の互選により定める。</p> <p>3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 交通会議は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>3 会長は、構成員の過半数が出席しなければ交通会議を開くことができない。</p> <p>4 交通会議の議事は、出席者の過半数の同意で決し、可否同数のときは、会長の決</p>
<p>5 会長は、必要に応じて構成員以外の者を交通会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(追加)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 交通会議の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p>	<p>5 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>6 交通会議に出席することができない構成員は、当該構成員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。<u>ただし、公募により構成員となった者については、この限りでない。</u></p> <p>7 会長は、必要に応じて構成員以外の者を交通会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第6条 交通会議は、必要に応じ部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 交通会議の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要綱は、平成27年5月25日から施行する。</p>

改正前	改正後
	<p>(経過措置)</p> <p>2 平成27年度において市長が委嘱し、又は任命した構成員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成29年10月14日までとする。</p>